

面接の予約について

1 申立準備ができたなら、面接の予約をします。

手順1 申立書とそろえた書類をお手元にご準備ください。

* 面接の予約は、申立てをする裁判所にご連絡ください。

* 面接にかかる時間は、約1～2時間です。

なお、面接の予約を不要としている裁判所もありますので、手順2でご確認ください。

手順2 予約の電話をします。

* 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時まで予約受付

裁判所	面接実施日	連絡先電話番号
広島家庭裁判所 本庁第一審判係	毎週火曜日、水曜日、金曜日の ①午前10時～ ②午後2時～	082-228-0563
広島家庭裁判所 呉支部	毎月第二、第四木曜日の ①午前10時～ ②午後2時～	0823-21-4992
広島家庭裁判所 尾道支部	毎週木曜日 午後1時30分～ (※)	0848-22-5286
広島家庭裁判所 福山支部	原則毎週火曜日(要確認) ①午前9時30分～ ②午後1時30分～	084-923-2806
広島家庭裁判所 三次支部	事前予約は不要です。(※)	0824-63-5169

(※) 尾道支部及び三次支部では、申立書提出後に担当者から面接の実施について連絡をさせていただきますので、事前の電話予約は不要です。

★面接の予約をしたときは、曜日と時間をメモしておいてください。

年		月		日 (曜日)	
<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	時		分	

2 申立書等を裁判所に提出します。

※ 面接の予約をしたときは、面接予定日の1週間前までに、申立書、必要書類、申立手数料(収入印紙)と郵便切手をそろえて、裁判所に提出します。(郵送可)